

平成25年12月13日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)			
出席議員 (10名)	1番 原 田 希	2番 寺 崎 太 彦	3番 橋 本 重 雄
	4番 碓 勝 征	5番 松 田 俊 和	6番 岡 光 廣
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 林 眞 敏
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 八 谷 伸 治	
	教育長職務代理者 教 育 課 長 小 野 清 人	会 計 管 理 者 原 慎 義 幸	
	総 務 課 長 池 田 豪 文	企 画 課 長 北 島 徹	
	税 務 課 長 白 濱 博 己	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	
	健康福祉課長 岡 義 行	振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男	
	生涯学習課長 吉 田 淳	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長 石 橋 英 次	

議事日程 平成25年12月13日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第7号 2014年度地方財政の確立に関する意見書（案）
- 日程第2 委員長報告第2号 請願第1号 大字江迎地区排水機設置について
- 日程第3 委員長報告第3号 決算特別委員会審査報告について
- 日程第4 討論・採決
- 日程第5 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時29分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 意見書案第7号

○議長（中山五雄君）

日程第1. 意見書案第7号 2014年度地方財政の確立に関する意見書（案）、これを議題といたします。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。

意見書（案）を提案申し上げます。

意見書案第7号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

2014年度地方財政の確立に関する意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月13日提出

2014年度地方財政の確立に関する意見書（案）

2014年度地方財政に関して、8月8日に閣議了解された中期財政計画では、「地方の一般財源の総額については、2013年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及されており、2014年度予算編成に向けて国の歳出削減のターゲットとされることも懸念されます。さらに、地方交付税法の本旨に反する財政制裁措置といえる地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入についても検討が

進められています。

この間地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けています。

つきましては、地方財政の充実・強化及び地方自治の確立の観点から、下記の事項が実現するよう要望する。

記

1. 社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。
2. 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。
3. 2014年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引き上げなど抜本的な対策を行うこと。
4. 小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。
5. 2013年度地方財政計画において、地方公務員給与費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されたが、2014年度予算においては、減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
6. 地方法人特別税、地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

総務大臣 新藤 義孝 様

財務大臣 麻生 太郎 様

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第7号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第7号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第7号は可決されました。

日程第2 委員長報告 報告第2号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 委員長報告、報告第2号 請願第1号 大字江迎地区排水機設置について、これを議題といたします。

本件については、振興常任委員長の報告を求めます。

○振興常任委員長（岡 光廣君）

皆さんおはようございます。

請願審査報告をただいまから行いたいと思います。

報告第2号

平成25年12月13日

請 願 審 査 報 告 書

振興常任委員会

委員長 岡 光 廣

平成25年9月13日、第3回定例会において本委員会に付託された請願第1号について10月31日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件 名 請願第1号 大字江迎地区排水機設置について
 2. 審査結果 採択すべきもの
 3. 主な意見 排水機の設置には多大な費用を要するため、町単独での設置は困難であると考えられるが、大雨時における冠水被害の解消のため、期成会等の広域的な組織において、国・県等の関係機関に対し、必要な対策を講じるよう強力に要望すべき。
-

ということで審査報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するべきものであります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第3 委員長報告 報告第3号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 委員長報告、報告第3号 平成24年度上峰町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（林 眞敏君）

皆さんおはようございます。決算審査報告書を復唱いたします。

報告第3号

平成25年12月13日

平成24年度決算特別委員会審査報告書

決算特別委員会

委員長 林 眞 敏

平成25年9月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第47号平成24年度上峰町一般会計歳入歳出決算、議案第48号平成24年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第49号平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第50号平成24年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算及び議案第51号平成24年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、以上5議案の決算認定について去る9月26日、30日、10月1日の3日間にわたり厳正なる審査を行い、監査委員の意見書及び執行部の内容説明を聞き、慎重な審査を行った結果、適正であることを認め全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に審査の過程での意見及び要望等については以下のとおりです。

[一般会計]

総務課

- ・防犯灯のLED交換は、計画的に切り替えていくこと。

企画課

- ・庁舎南側駐車場については、今後の方向性を検討すること。
- ・堀川金属跡地の維持管理は、適切に行うよう努めること。
- ・御陵前のバス停留所の名称変更について関係機関へ要望するよう検討すること。

税務課

- ・安易な不納欠損処分は貴重な財源を喪失するだけでなく、善意な納税者の納税意欲を低下させることにもつながる。税の公平性を鑑み、不納欠損を減らすよう努めること。

住民課

- ・狂犬病予防対策として、畜犬の登録推進と予防注射の啓発に努めること。
- ・犬の散歩時のマナーについて、広報活動に努め徹底すること。

健康福祉課

- ・ふれあい館の運営については、利用者が増加するよう努力すること。
- ・身体・知的障害者相談員の報酬増額を検討すること。
- ・介護予防筋力トレーニング事業の参加者が増加するよう努めること。
- ・自殺予防対策事業は、広報啓発活動に努めること。

振興課

- ・住宅使用料は、公平性を保つ意味でも収納率向上に努めること。
- ・各地区の公園については、地区と連携した安全対策に努めるとともに、委託料の増額を検討すること。
- ・請願事項である坊所、三上地区変則五差路の改良については、十分検討し早期に事業着手すること。
- ・町の観光物産振興について、PRに努めること。

教育課

- ・放課後児童クラブの対象者の拡充を検討すること。
- ・中学生の国際交流参加人員の増について検討すること。

生涯学習課

- ・鎮西山キャンプ場は、管理運営等の方向性を示すこと。
- ・鎮西山の維持管理については、一本化できないか検討すること。

文化課

- ・町内遺跡発掘調査受託事業の原因者負担分は、早期の徴収に努めること。
- ・八藤遺跡の公有化に向けた取り組みを進めること。

- ・御陵公園の説明板、手すり及びトイレの設置について、宮内庁と協議を実施されたい。

監査委員事務局

- ・監査委員報酬について、近隣町との均衡を図ること。

[特別会計]

(国民健康保険特別会計)

- ・国民健康保険税は、関係各課との連携を密にし、徴収に努めること。
- ・ゼネリック医薬品の利用促進について、広報活動に努めること。

(後期高齢者医療特別会計)

- ・なし

(土地取得特別会計)

- ・イオン上峰店南側町有地については、売却の方向で検討すること。

(農業集落排水特別会計)

- ・加入率の向上に努めること。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第47号から議案第51号までの議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第47号から議案第51号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4 討論・採決

○議長（中山五雄君）

認定第4．討論・採決。

議案第55号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 上峰町いじめ等問題行動対策委員会設置条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 上峰町地域の元気臨時交付金基金条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 上峰町子どもの医療費の助成基金条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 上峰町高齢者に対するあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の施術についての給付条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 上峰町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 平成25年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより討論を省略して、諮問第1号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、諮問第1号を採決いたします。

本件につきましては、久米礒馬氏を適任とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、諮問第1号は久米礒馬氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第5. 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成25年第4回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午前9時57分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 岡 光 廣

上峰町議会議員 吉 富 隆